

平成27年度 農地中間管理事業実施状況についての意見について
(前年度事業評価における意見に対するH28取組状況を追記)

平成28年 6月25日

平成29年 6月 6日(H28取組追記)

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

(1) 宮城県

宮城県は、昨年度と同様に、農地中間管理事業を担い手育成に向けた農政の重要課題と位置づけ、市町村やJA、農業委員会等の関係機関と積極的に連携を強化し、協議・意見交換を行いながら、事業の活用に向けた意識醸成に努めている。

しかし、平成28年度には、①国の制度変更により協力金の交付基準が変更され、現場が混乱している状況も認められるので、事業推進に向けてなお一層の関係機関等との連携が必要である。

また、②被災沿岸部で、「農業を続けたくても出来ない」農業者が派生していることから、「出し手」と「受け手」の双方に丁寧な対応が必要になると考えられる。

【意見に対するH28取組状況】

①-1 国の協力金の制度変更に対する県の対応について

- ・県では、国の協力金の制度変更に対して独自の経過措置（平成28年6月末までに経営転換協力金，耕作者集積協力金の交付要件を満たす場合，変更前の単価で交付）を講じることとし，経過措置の内容について，関係機関を参集範囲とする会議での説明やチラシ配布などにより周知に努めた。

①-2 関係機関等との連携について

- ・県は，4月下旬，県全域の関係機関を参集範囲とする会議を開催し，経過措置の概要や事業推進方針等について説明を行った。さらに，5～6月，圏域単位でも関係機関を参集範囲とした会議を開催し，情報共有等を図った。
- ・その後も，各圏域で，随時，会議等で関係機関間の情報共有等に努めたほか，個別市町村や土地改良区などの要望に応じて集落説明会で地権者に対する事業説明等を行うなど，様々な形で関係機関と連携して事業推進に努めた。

② 出し手と受け手に対する対応

- ・津波被災地においては、地方振興事務所農業農村整備部と連携し、ほ場整備事業の地権者説明会や農地利用調整会議等で、出し手と受け手の双方に対して農地中間管理事業等の事業説明を行い、理解促進に努めた。

(2) 宮城県農地中間管理機構（公社）

宮城県農地中間管理機構も昨年度と同様に、農地中間管理事業を担い手育成の重要施策と認識し、関係機関等に積極的に出向き、事業の説明や協力要請を行い事業推進に取り組んでおり、評価できる。

しかし、多くの業務を外部委託していることから、事業を推進していく中で生じる③様々な課題を現場レベルで共有し、外部委託先と連携して適切な対策を講じる姿勢が今後一層重要になってくると思われる。

【意見に対するH28取組状況】

③ 現場レベルでの課題の共有と適切な対応について

- ・機構は、業務委託先を含めた関係機関・団体が主催する各種会議等に出向くとともに、地域コーディネーターが、随時、委託先等を巡回訪問しながら、意見要望や現場で生じている課題の収集と共有、並びにその課題への適切な対策の周知に努めた。

(3) その他

まだ十分な人員を確保できていないと思われるものの、昨年度指摘した地域コーディネーターを配置し、業務を推進している点は評価できる。

このほかに、平成28年度からの④国の制度変更による協力金交付基準の変更に対し、「依然として猫の目農政」と揶揄する声も聞かれるので、県と機構が一体となって、関係者や農業者に対する丁寧な説明、対応に留意すべきである。

【意見に対するH28取組状況】

④ 県と機構が一体となった対応について

- ・県及び機構は、関係者や農業者が参加する各種会議での事業説明や各種資料の作成、関係機関への事業協力要請活動、地域の個別課題・相談への対応等、事業推進にあたっては、その都度、打合せや連絡等を行い、双方、共通認識のもとで対応にあたった。

2 推進体制

(1) 宮城県

宮城県推進本部を設置し、関係機関や関係団体との連携を図るとともに、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、取組を推進している点は評価できる。

ただし、国のアンケート調査結果をみると、①機構との連携が「うまくいっていない」と認識している市町村が一定数いること、そしてその多くが現場でのコーディネート活動を行う職員等が不十分であると認識していることに留意する必要がある。この点について、平成28年度は地域コーディネーターを増員することから、問題の解消が図られていくと思われる。

このほかに、事業を推進していく中で、今後さらに様々な課題が生じてくることも想定されるので、②地方振興事務所とともに県が主体的な関わり、現場の課題を積極的に掘り起こす体制の充実が望まれる。

【意見に対するH28取組状況】

① 市町村と機構の連携，現地活動員の充実について

- ・ 県は、現場でのコーディネート活動を充実させるため、補助金の交付を通じて、機構の地域コーディネーターの増員・活動を支援した。
- ・ 市町村と機構の連携推進について、機構とともに各市町村を巡回訪問し、首長等に対して事業協力と活用を要請した。

② 県の主体的，積極的な活動体制の充実について

- ・ 各地方振興事務所では、管内の市町村やJA等に対する巡回訪問や関係機関が主催する会議への参画などにより、各地域の課題の把握に努めるとともに、対応策等の意見交換を行った。

(2) 宮城県農地中間管理機構（公社）

上記で言及したように、平成27年度は地域コーディネーターの人員が必ずしも充分ではなかったことから、機構との連携が「うまくいっていない」と認識している市町村が一定数いた。この点に関して、指導農業士や農業法人協会会員は③市町村と機構の双方にその原因があるとみており、これまで以上に両者の意思疎通を改善していく必要があると思われる。

特に、同事業は多くの業務が外部委託となっていることから、今後さらに④県、市町村、機構、関係団体等の共通理解に基づく連携が不可欠であり、トータルコーディネートを意識した体制整備に留意することが肝要である。

【意見に対するH28取組状況】

③ 市町村と機構の意思疎通の改善について

- ・機構理事長と県幹部職員が市町村長等（塩竈市、女川町を除く）と面談し、人と農地の状況に関する統計調査結果等を示しながら、本格的な人・農地プランの作成・見直しや担い手への農地集積・集約化の必要性について意見交換するとともに、機構事業活用推進に向けた認識の共有に努めた。

④ トータルコーディネートを意識した体制整備について

- ・県と機構は、県全域や圏域毎に業務委託先も含めた関係機関・団体等を参集範囲とする会議を随時、開催しながら、農業・農村が抱える課題と農地集積・集約化の必要性等の共通理解の醸成に努めた。
- ・現場での推進活動は、これまでの普及啓発に加え、事務処理やマッチング活動支援等が中心となることから、現場での推進活動を担う地域コーディネーターを増員するとともに、隔月毎に情報交換会を県担当同席のもと開催し、現場での課題とその対応方針等を共有するよう体制を整備した。

(3) その他

同事業は、出し手に対するインセンティブは認められるが、受け手に対する支援策が見えにくい。このため事業の推進に当たっては、⑤受け手に対する融資や補助金等の支援策をわかりやすく整理し、その情報を周知していく体制の整備も必要と思われる。

【意見に対するH28取組状況】

⑤ 受け手に対する事業推進

- ・県と機構は、受け手側の農地中間管理事業活用の機運を醸成するため、8月下旬、関連事業（農地整備事業や農業制度資金、機械・施設等整備事業、法人化支援事業等）と農地中間管理事業の併用のパッケージを例示した普及啓発資料を作成し、関係機関に配布した。

3 推進方法

(1) 宮城県

平成27年度の事業は着実に実施されており、相応に評価できる。ただし、今後の事業推進に伴い相当の農地集積が図られるとは思われるものの、同事業の目的は担い手の育成にあることから、①受け手が営農計画を策定する中で農業の将来性をどのように描き、農業を維持していこうとしているのかが重要である。これは地域づくりにもつながる重要な問題なので、県も地方機関を最大限活用し、地域に一歩踏み込んだ取組の充実が求められる。

【意見に対するH28取組状況】

① 地域に一步踏み込んだ取組の充実について

- ・受け手の営農計画を策定に当たっては、地域農業の将来像が明確になっていることが重要であり、人・農地プランの一層の充実が必要であると認識している。28年度は、特に課題があると思われる市町村に対して、人・農地プランの見直し等の助言を行った。
- ・農地整備事業実施地区は、機構事業と一体的に展開することで、担い手への農地集積と集約化の更なる加速と早期の競争力強化が図られると期待されることから、モデル地区に追加設定し、今後、取り組みを充実させていくこととした。

モデル地区数：17地区（H27）→26地区

(2) 宮城県農地中間管理機構（公社）

上記で言及したことと同様に、平成27年度の事業は着実に実施されており、十分に評価できる。

ただし、現在の推進方法は、出し手（農地の供給）側に偏っている観が否めない。同事業は開始してからまだ間もないこともあり仕方ないことなのかもしれないが、市場原理からみれば、②受け手（農地の需要）側のニーズ（作業効率の向上から大規模化と集約された優良農地の借入）を的確に把握し、マッチングしていくことが肝要と思われる。また併せて、③優れた経営者の育成をはじめ、「担い手づくり」等のソフト事業にも力を注いでいくことも大切であると思われる。

このほかに、国のアンケート調査結果をみると、指導農業士や農業法人協会会員の約9割が「機構の事業が軌道に乗っているところまで至っていない、軌道に乗っていない」と評価しており、④これまで以上に関係機関等との連携強化や「人・農地プラン」の作成に向けた話し合いを推進していくことが大切である。

また、同事業の当事者（出し手と受け手）は、必ずしも契約に慣れているわけではないこと、契約件数が増えてきていること、トラブルや中途解約のリスクも増えること等から、⑤今後一層契約内容の説明を正確に行う必要がある。

【意見に対するH28取組状況】

② 受け手のニーズを把握したマッチングについて

- ・受け手となる担い手農業者組織と事業連携協定を締結し、当該組織が主催する会議の場等を活用しながら、事業の普及啓発や意見・要望把握等に努めた。これらの取組は、今後も継続していく。

- ・農地の集約化については、借受農地のストックも年々増加してくることから、受け手の作業効率が一層向上するよう、29年度はモデル的に受け手同士の農地交換（シャッフル）にも取り組んでいきたい。

③ 担い手づくり等のソフト事業について

- ・担い手育成については、公社内に併設する宮城県担い手育成総合支援協議会が中心となって法人化に向けた個別相談・指導に取り組み、28年度は新たに16経営体（県全体は54経営体）が法人経営に移行した。
- ・機構は、出し手・受け手双方から徴収する手数料収入を財源として、今後、担い手支援のためのソフト施策を講じていくこととしている。

④ 関係機関等との連携強化と「人・農地プラン」作成支援について

- ・農業法人協会をはじめとした担い手農業者組織の構成員は、これからの県内農業を牽引する、機構事業の主な受け手候補であることから、事業連携協定を締結することで、連携強化を図っていくこととした。
- ・「人・農地プラン」については、県と機構が市町村長を訪問・面談した際に、課題があると思われる市町村に対して、本格的なプランへの見直しを検討するよう要請した。

⑤ 一層の契約内容の正確な説明について

- ・出し手・受け手と機構との契約事務窓口は、業務委託先（市町村・農業委員会、JA等）に担ってもらっているため、事務処理フローや手続きに必要な各種様式等を示した「実務マニュアル」を委託先に配布しながら、円滑な事務手続きに努めている。また、業務委託先や関係機関が開催する研修会等にも積極的に出席し、課題・要望等を聴き取り事務処理の効率化に努めた。
- ・28年度は、窓口相談に訪れた出し手・受け手に対し、制度の概要や契約に当たって必要な書類・留意事項等を簡潔に取りまとめた書面を渡ししながら、丁寧かつ正確な説明が行われるよう改善した。

(3) その他

同事業は、今後さらに対応が難しい課題に直面すると思われるので、現場との意思疎通に充分留意し、相互に連携を密にして、タイムリーで迅速な対応を期待したい。

4 事業実績

(1) 機構借入関係

昨年度と同様に、期間を平成27年度末ではなく県内の水稲作付けがほぼ完了する平成28年5月末までとすると、利用集積の計画対比は85%となり、実質的にAランクと評価できる。

(2) 機構貸付関係

上記①と同様に、期間を平成27年度末ではなく県内の水稲作付けがほぼ完了する平成28年5月末までとすると、利用配分の計画対比は104%となり、実質的にAランクと評価できる。

(3) 機構管理（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

(4) 機構条件整備（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

(5) 貸付希望者リスト掲載関係

平成27年度の貸付面積は計画対比で72%であり、Aランクと評価できる。

(6) 貸受希望者リスト掲載関係

平成27年度までの目標「認定農業者80パーセント」を相当下回っており、Bランクと評価した。

5 その他

全体として宮城県の農地中間管理事業は軌道に乗り始めていると思われることから、Aランクと評価できる。